

第5号議案

件名	教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
提案理由等	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正を踏まえ、規則の整備を行うものである。

# 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案要綱

令和3(2021)年3月25日 教育委員会事務局高校教育課

## 1 制定の趣旨

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下、「給特条例」という。）の一部改正を踏まえ、規則の整備を行うものである。

## 2 規則案の内容

(1) 令和元(2019)年12月の給特法改正に伴い、給特条例が改正されることになる。

本規則は、改正後の給特条例に基づき、時間外在校等時間の上限等に関する方針を定めるものである。

(2) 国の指針を踏まえ、主に以下の内容を規定するものである。

① 上限の範囲

・月45時間 年360時間（特別な場合 月100時間未満、年720時間）

② その他の事項

・その他必要な事項は、教育委員会が定める。

## 3 施行期日

令和3(2021)年4月1日

○業務職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定  
栃木県教育委員会規則第 号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

### 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年栃木県条例第四十一号。以下「条例」という。)**第六条**の規定に基づき、教育職員(条例第二条に規定する県立の義務教育諸学校等の教育職員をいう。以下同じ。)**が**正規の勤務時間(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)**第二条**から**第五条**までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)**及び**それ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

**第二条** 栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)**は**、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和二年文部科学省告示第一号)に規定する在校等時間という。以下同じ。)**から**所定の勤務時間(条例**第五条**第一項各号に掲げる日(代休日(勤務時間等条例**第九条**第一項に規定する代休日をいう。)**が**指定された日を除く。)**以外の**日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)**を**除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 一月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

**2** 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 一月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において一月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六月

(委任)

**第三条** この規則に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(高校教育課)